

健 発 0122 第 1 号
平成 31 年 1 月 22 日

各

〔	都道府県知事	〕 殿
	保健所設置市市長	
	特別区区長	

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について
(受動喫煙対策)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、平成 30 年 7 月 25 日に公布され、その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について(通知)」(平成 30 年 7 月 25 日付け健発 0725 第 1 号厚生労働省健康局長通知)において通知したところである。今般、改正法の施行に関し、「健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成 31 年政令第 5 号。以下「施行期日政令」という。)が公布され、改正法の規定のうち、国及び地方公共団体の責務等にかかる規定が平成 31 年 1 月 24 日より施行されることとなったところ、これらの規定にかかる留意点等は下記のとおりであるので、これらの趣旨を踏まえつつ、望まない受動喫煙を防止するための取組みを進めるとともに、貴管下営業者等に対する周知徹底等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。また、都道府県におかれては、貴管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)に周知をお願いしたい。

なお、本法律改正に伴う政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

記

第 1 改正法の内容及び留意点

1 国及び地方公共団体の責務に関する事項(第 25 条関係)

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。具体的には、以下に掲げる事項等に留意し、望まない受動喫煙が生じない環境の整備を行うよう努めることとする。

- ・ 受動喫煙による健康影響に関する知識及び情報の普及啓発
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発

- ・ たばこの健康影響に関する最新の情報の収集及び発信
- ・ 屋外分煙施設の整備や各地方自治体の実情に応じた条例の策定等を通じた望まない受動喫煙が生じない環境づくり
- ・ 受動喫煙の防止に関する相談窓口等の設置を通じた個別相談の実施

2 関係者の協力に関する事項（第 25 条の 2 関係）

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。具体的には、施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換、啓発活動の実施の協力等に努めることとする。

3 喫煙をする際の配慮義務に関する事項（第 25 条の 3 第 1 項関係）

喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること等が考えられる。

4 喫煙場所を設置する際の配慮義務に関する事項（第 25 条の 3 第 2 項関係）

多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが考えられる。

第 2 施行期日等

改正法の施行により、今後段階的に、施設等の類型に応じて、敷地内禁煙、原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）といった措置を講じることが法律上の義務となり、各施設等においてこれに沿った対応が必要となる。今般公布された施行期日政令において、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設である学校、病院等及び行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）に関する規定の施行期日は平成 31 年 7 月 1 日と定められたところである。施行に必要な政省令や留意事項等については、追って制定・周知することとしているので、これらの内容も踏まえ、適切な措置が講じられるよう準備をお願いしたい。

※ 条や項の番号については、改正法第 1 条による改正後の規定のものを記載している。